

運賃先払いカード取扱規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 発売（第5条・第6条）
- 第3章 使用及び効力（第7条～第17条）
- 第4章 カードの様式（第18条）
- 第5章 任意による旅行の取りやめ及び運行不能（第19条・第20条）
- 第6章 補則（第21条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、旅客営業規則に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）で使用することができる運賃先払いカード（以下「カード」という。）の種類、運賃、取扱い及びその発売等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 カードによる当社線にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。

2 身体障がい者等に対する割引運賃のために使用することができるカードの取扱いについては、この規則によるほか、身体障がい者等運賃割引規則（以下「身障等割引規則」という。）及び地方公共団体発行割引証等取扱規則（以下「地方公共団体割引規則」という。）の定めるところによる。

3 この規則に定めのない事項については、旅客営業規則の規定による。

（定義）

第3条 カードとは、当社線の運賃を支払うために使用することができる当社発行の証票をいう。

2 この規則におけるカードとは、「回数カード」をいう。

（契約の成立時期及び適用規定）

第4条 カードによる旅客運送の契約は、自動改札機による改札を受けたとき又はカードにより乗車券の交付を受けたときに成立する。

第2章 発売

（種類、利用可能額及び発売額）

第5条 カードの種類、利用可能額及び発売額は次のとおりとする。

（1）回数カード

ア 大人用

種類	利用可能額	発売額
3,300円券	3,300円	3,000円

イ 小児用

種類	利用可能額	発売額
1,650円券	1,650円	1,500円

(2) 特別割引回数カード

ア 大人用

種類	利用可能額	発売額
1,650円券	1,650円	1,500円

イ 小児用

種類	利用可能額	発売額
1,100円券	1,100円	1,000円

- 2 前項に定めるもののほか、必要により他の種類のカードを発売することがある。

(発売場所)

第6条 カードは、各駅において発売する。ただし、当社が必要と認めるときは、他の場所で発売することがある。

第3章 使用及び効力

(カードの使用範囲)

第7条 カードの使用範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当社線

- (2) 大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）が指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）

(入場及び出場に伴う使用方法)

第8条 カードを所持する旅客は、次に定めるところによりカードを使用することができる。

(1) 当社線におけるカードの使用

旅客が駅相互間を乗車の目的で、自動改札機による改札を受けて入場し、自動改札機から出場（カード残額の不足額を精算する場合を含む。以下同じ。）する場合に、当該乗車区間に有効な旅客営業規則第17条第1号に定める普通券（以下「普通券」という。）として使用することができる。ただし、入場時の残額が1区運賃に満たない場合を除く。

(2) 当社線とシティバス線とを連絡して乗車する場合におけるカードの使用

旅客が当社線とシティバス線とを連絡して乗車する場合に、有効な大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則（以下「地下バス連絡規則」という。）第7条第1号に定める普通券（以下「地下バス連絡普通券」という。）として使用することができる。

ただし、カードの残額が最初に乗車した当社線又はシティバス線の乗車区間にかかる運賃（当社線については旅客営業規則第54条及び第55条に定める

運賃、シティバス線についてはシティバスで定める運賃をいう。)に満たない場合に、不足額を現金により充当して支払い又は精算するときは、地下バス連絡普通券として使用できない。

- 2 旅客が前項の規定によりカードを使用するときは、大人用カード1枚をもって大人1人が、小児用カード1枚をもって小児1人が、特別割引カード1枚をもって特別割引の適用を受ける者1名が使用するものとする。ただし、旅客が大人の普通運賃を減額することを承諾した場合には、小児又は特別割引の適用を受ける者が大人用カードを使用することができる。

(適用運賃)

第9条 カードの使用時に適用される運賃は、次に定めるとおりとする。ただし、特別割引回数カードで適用される運賃は、身障等割引規則及び地方公共団体割引規則に定めるところによる。

- (1) 当社線における適用運賃

旅客営業規則第54条及び第55条に定める運賃

- (2) 当社線とシティバス線とを連絡して乗車する場合における適用運賃

地下バス連絡規則第12条第1号に定める運賃

(減額及び不足額の充当)

第10条 カードの使用時に適用される減額方法及び不足額の充当については、次に定めるとおりとする。

- (1) 当社線における減額方法及び不足額の充当

ア カードの残額が当該乗車区間にかかる適用運賃に充足している場合は、乗車した順序に基づき、カードの残額から第9条第1号に定める適用運賃を減額する。カードについては、入場時に1区運賃を、出場時に当該乗車区間にかかる運賃と1区運賃の差額を減額する。

イ カードの残額が当該乗車区間にかかる適用運賃に満たない場合は、カードの残額を減額し、その不足額を現金又は他のカードにより充当して支払い又は精算することができる。

- (2) 当社線とシティバス線とを連絡して乗車する場合における減額方法及び不足額の充当

ア カードの残額が当該乗車区間にかかる適用運賃に充足している場合は、乗車した順序に基づき、カードの残額から当該乗車区間にかかる運賃(地下バス連絡規則第12条第1号に定める運賃をいう。)を減額する。

イ カードの残額が当該乗車区間にかかる運賃に満たない場合は、カードの残額を減額し、その不足額を現金又は他のカードにより充当して支払い又は精算することができる。

(乗車券との引換え等)

第11条 前条の規定によるほか、カードを所持する旅客は、それが使用可能な自動券売機等で普通券若しくは連絡運輸規則第10条第1号に定める普通券と引き換え、又は自動精算機で精算することができる。ただし、カードで引き換え

ができる乗車券は、普通券及び地下バス連絡普通券（シティバス線に乗車した後、当社線に連絡して乗車する場合に限る。）に、また自動精算機で精算することができる乗車券は定期券に限るものとする。

- 2 前項の規定により引き換え又は精算する場合、カードの残額が引き換える乗車券の相当額に満たないとき又は精算する金額に満たないときは、現金若しくは他のカードを充当することにより乗車券と引き換え又は精算することができる。
- 3 カードにより引き換えた乗車券は、地下バス連絡規則第24条及び旅客営業規則第120条の規定にかかわらず、運賃の払戻しを請求することはできない。
- 4 旅客が第1項の規定により乗車券に引き換える場合、1枚のカードをもって複数人が使用することができる。

（効力）

第12条 カードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) カードの有効期限は、無期限とする。
 - (2) カードの利用額は、カードに記載された利用可能額（使用中にあっては残額）までとする。
- 2 第8条の規定によりカードを使用する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 当該区間片道1回の乗車に限り有効とする。
 - (2) 入場後は、当日に限り有効とする。
 - (3) 途中下車の取扱いはしない。
 - (4) 旅客営業規則第48条に規定する乗継駅間において、相互に乗り継ぐことができる。ただし、乗継駅相互間の乗継時間が30分を超えた場合は、当該乗継駅で乗り継ぐことができない。

（使用の制限）

第13条 カードは、次の各号の1に該当する場合は、これを使用することができない。

- (1) 残額がない場合。ただし、特に認める場合はこの限りでない。
- (2) 違反又は不正に取得されたものであるとき。
- (3) カードの破損、自動改札機の故障又は停電等によりカードの磁気情報の読み取りが不能となったとき。
- (4) 前回利用時の乗車区間の運賃相当額が減額されていないとき。
- (5) 乗車以外の目的で入出場するとき。
- (6) その他、カードが使用条件に基づいて使用されないとき。

（無効）

第14条 カードは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 自動改札機による改札を受けたカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 使用資格を限定したカードをその資格を有しない旅客が使用した場合。

ただし、特に認める場合はこの限りでない。

(3) その他、カードを不正乗車の手段として使用した場合

2 前項の規定は、偽造、変造又は不正に作成されたカードを、使用した場合又は使用しようとした場合に準用する。

(不正使用等の旅客に対する増運賃の収受)

第15条 前条の規定によりカードを無効として回収した場合は、旅客営業規則第112条の規定を準用する。

(種類の変更及び払戻し)

第16条 カードは、使用開始前又は使用開始後のいずれであっても、その種類の変更及び払戻しは行わない。

(再発行)

第17条 旅客は、カードの紛失等による再発行の請求をすることはできない。

2 破損等によりカードが使用不能となった場合で、旅客にその責任がないと認められるときは、別に定めるところにより、当該カードの残額と同額のカードを再発行することがある。

第4章 カードの様式

(様式)

第18条 カードの様式は、次のとおりとする。

(1) 回数カード

ア 窓口用

縦 8.5cm

横 5.75cm

表



備考 1 小児用は、券面に「小」と表示する。

2 図柄部分については、その都度定める。

裏



イ 自動券売機用

縦 8.5cm

横 5.75cm

表



- 備考 1 小児用は、券面に「小」と表示する。
- 2 図柄部分については、その都度定める。

裏



(2) 特別割引回数カード

ア 窓口用

縦 8.5cm

横 5.75cm

表



- 備考 1 小児用は、券面に「小割」と表示する。
2 図柄部分については、その都度定める。

裏



イ 自動券売機用

縦 8.5cm

横 5.75cm

表



- 備考
- 1 小児用は、券面に「小割」と表示する。
 - 2 図柄部分については、その都度定める。

裏



第5章 任意による旅行の取りやめ及び運行不能

(乗車を中止して同一駅で出場する場合の取扱い)

第19条 旅客が、カードを使用して自動改札機による改札を受けて乗車したのち、任意に乗車を中止して同一駅から出場する場合は、既に減額された運賃の払戻しを請求することができない。

(運行不能となった場合の取扱い)

第20条 旅客がカードを使用し、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、次の各号に定める取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。

- (1) 運行不能となった駅での乗車の中止
- (2) 乗車駅での乗車の中止及び乗車駅までの無賃送還
- (3) 乗車駅に至る途中駅までの無賃送還

2 運行不能区間に対して振替輸送等を行う場合の取扱いは、別に定める。

第6章 補則

(シティバスで発行する回数カード)

第21条 シティバスで発行する回数カードによる当社線の利用については、第7条から第20条までの規定を準用する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019 年 10 月 1 日から施行する。